

中部地域におけるインバウンド誘致と域内周遊観光を促進する広域交通ネットワークの 利便性向上に向けた調査 委託業務仕様書

1 業務の名称

本業務の名称は、「中部地域におけるインバウンド誘致と域内周遊観光を促進する広域交通ネットワークの利便性向上に向けた調査委託業務」とする。

2 目的

我が国の訪日外国人旅行者（以下、訪日客）数は2025年に過去最高を更新し、政府が掲げる2030年の訪日客数6,000万人の目標に向け、今後も中長期的な増加が見込まれる。

一方で、中部地域の訪日客数は関東圏・関西圏と比較すると、伸び悩んでおり、国際空港や新幹線網を有しながら、そのポテンシャルを十分に活かしきれていない状況にある。

2025年11月に設立された中部広域リージョン（区域：富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）では、インバウンド誘致と域内周遊観光の推進に取り組んでいくこととしているが、訪日客の多くが移動に鉄道を利用していることなどから、鉄道をはじめとした広域交通ネットワークの利便性向上は、移動の円滑化や周遊観光の促進に不可欠である。

中部地域には、東海道新幹線・北陸新幹線をはじめとする高速鉄道、JRの在来線、私鉄、第三セクターなど、多様な事業者による鉄道路線が存在し、広域的なネットワークが形成されている。一方で、運営主体が多数存在することから、乗換回数の多さに伴う移動時間の長さ、ICカード・運賃制度の不統一など、訪日客はもとより、国内旅行者にとっても利便性に課題がある。

また、デジタル技術の活用の観点においても、サービス提供がサイロ化（各社にて個別最適化）しており、地域全体としての交通サービスの提供の観点から全体最適化が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、本調査では中部地域における鉄道をはじめとした広域交通ネットワークの現状・課題の把握、MaaSの本来的価値である交通サービスへのアクセスのワンストップ化の実現に向けた現況調査・分析を行うとともに、旅行者の利便性向上に資する方策について検討を行い、今後のインバウンド誘致と域内周遊観光の促進につなげていく。

3 業務内容

中部地域（富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）を対象として、以下の調査・分析を行う。

(1) 旅行者（訪日客を含む）の移動実態・滞在行動に関する調査

旅行者が中部地域でどのように移動・滞在しているかを把握し、周遊行動の現状と傾向を明らかにする。

- 公共交通機関（鉄道・バス・航空機）による旅客流動（圏域内外の流動）の経年変化および将来見通しの整理・分析
- 各地域における滞在時間、宿泊状況、訪問順序など、旅行者の滞留・周遊行動の現状分析
- 訪日客の鉄道利用の特徴（国籍別・月別の傾向、利用区間、他地域との比較など）を踏まえた移動パターンの把握

(2) 鉄道ネットワークの現状分析および課題抽出

旅行者の移動実態を踏まえ、鉄道ネットワークの構造・運行・制度面の現状を分析し、利便性向上に向けた課題を整理する。

- 主要駅・空港と観光地を結ぶ鉄道ネットワークの接続性・乗継利便性の分析
- 鉄道事業者・路線間の接続状況、ダイヤ・運賃制度・ICカード利用環境など制度面の整理
- 周遊観光の促進に向けた鉄道ネットワーク上の課題整理（乗継の不便、情報提供、運賃制度、広域連携の不足等）

(3) MaaS導入に向けたデジタル基盤の現況調査・分析

MaaSの本来的価値である「交通サービスへのアクセスのワンストップ化」を実現するため、施策立案の前提となる現況調査・分析を行う。

- 中部地域の交通事業者（鉄道・バス・タクシー）を対象に、予約・配車、決済、チケット造成、チケット認証（改札）に関するデジタルシステムの導入状況（導入済みシステムの内容、今後の導入計画）を調査
- 国が進める技術仕様の標準化（二次元バーコードチケットAPI標準化等）への対応可能性と課題の整理
- 他地域の広域的なMaaS（主に九州地区・関西地区）の取組を対象に、デジタルシステムの導入状況、交通事業者や関係事業者の体制・参画状況、旅客による利用状況等の現況を調査・分析
- 交通サービスへのアクセスのワンストップ化の実現に向け、取り組むべき課題を分類し、それぞれの実現難易度を評価

(4) 周遊観光促進に向けた広域交通ネットワークの利便性向上策の検討

- (1)～(3)の分析結果を踏まえ、中部地域における旅行者の周遊観光を促進

するための広域交通ネットワークの利便性向上策を検討し、その効果の分析および実現に向けた課題整理を行う。

- 上記について、有識者等の意見をヒアリングする。

4 業務のスケジュール

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 2026年4月下旬 | 調査開始 |
| (2) 2026年9月 | 中間報告 |
| (3) 2027年3月中旬 | 最終報告提出 |
| (4) 2027年3月24日 | 委託業務完了 |

5 納入成果品

(1) 進捗状況報告

- 調査の進捗状況について、随時報告する。

(2) 中間報告

- 報告書（紙媒体、カラー版A4）5部、報告書の電子データを記録したCD-R 1枚
- 提出については、別途指示する日までとする。
- 中間報告に当たっては、別途指示する日までに報告書の電子データを委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

(3) 最終報告

ア 報告書

- 冊子（100頁程度）10部
- 電子データを記録したCD-R等 1式

イ 参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ等）

- 冊子 10部
- 電子データを記録したCD-R等 1式

※ 報告書・参考資料は共に日本産業規格A4判で簡易製本、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする。

※ 最終報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を5部委託者に提出し、その内容について十分調整すること。

※ 電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等で作成した電子ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

6 納入場所

愛知県政策企画局企画調整部企画課

7 委託契約期間

契約の日から2027年3月24日（水）まで

8 見積金額

19,997,000円を上限とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、委託者と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- (3) 本業務の実施に当たり、委託者から指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (4) 著作権を始め、本業務の成果品における一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 本業務に係る検査等が行われる場合は、協力すること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。